

子ども・子育て支援に係る利用者負担骨子案

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとなります。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情を踏まえて、基準額が示されていますが、教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮した内容となっています。

利用者負担における階層区分については、保育認定における利用者負担と同様に、市町村民税額を基に階層区分を設定することとなります。

2 設定内容

- ① 利用者負担（保育料）は、教育標準時間認定の利用者負担額を設定します。
- ② 多子世帯の負担軽減について、利用者負担額を設定します。
- ③ 低所得世帯等の減免について、利用者負担額を設定します。

3 町の考え方

- ① 新制度における1号認定の利用者負担額は、応能負担の原則を踏まえた上で設定します。
- ② 階層区分は、国基準の5階層5区分として設定します。
- ③ 国基準利用者負担額に対する町の利用者負担額の比率は、2号認定、3号認定と同様に85%を基本として設定します。
- ④ 多子軽減については、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料と設定します。
- ⑤ 低所得世帯等の減免を設定します。

4 設定案

○教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額（月額）（案）

階層	区 分	国基準額 (B)	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
2	町民税非課税 (町民税所得割非課税世帯含む)	3,000 円	2,000 円	△1,000 円
3	所得割課税額 77,100 円以下	16,100 円	13,600 円	△2,500 円
4	所得割課税額 77,101 円以上 211,200 円以下	20,500 円	17,400 円	△3,100 円
5	所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円	21,800 円	△3,900 円

○多子世帯の負担軽減

・幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料とします。

○低所得世帯等の減免

【対象世帯】

- ・母子・父子世帯
- ・障害児(者)のいる世帯

階 層	定 義	利用者負担額 (案)
2	町民税非課税 (町民税所得割非課税世帯含む)	0 円
3	所得割課税額 77,100 円以下	12,600 円